

被扶養者認定（取消）事務取扱要領

（令和5年11月）

略 語 表

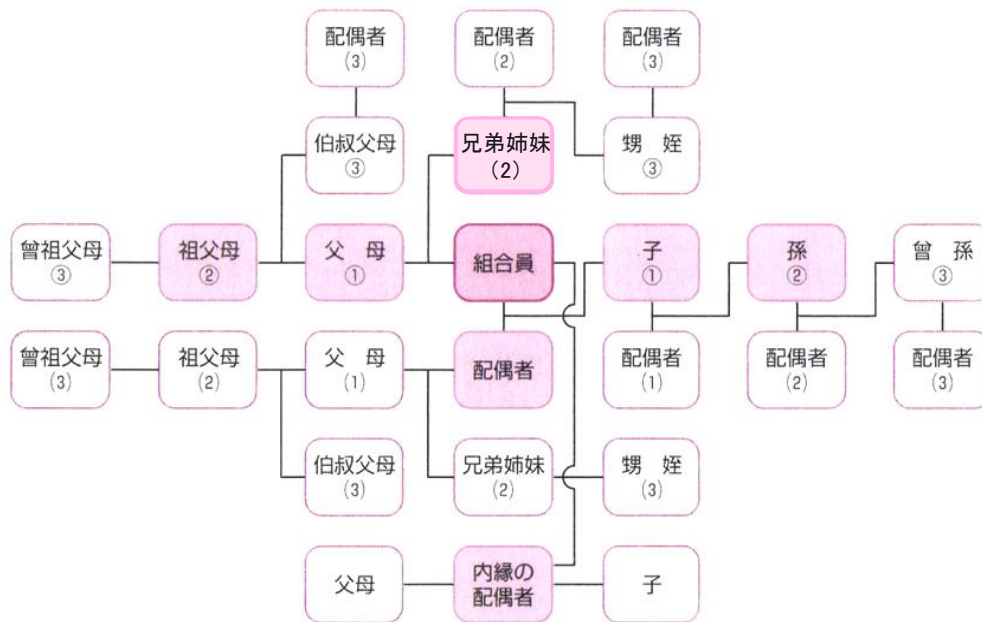
法	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
施行令	地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）
施行規程	地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年自治省令第1号）
運用方針	地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年10月3日自治甲公第10号）
検認及び更新取扱要領	香川縣市町村職員共済組合組合員証等の検認及び更新等に係る取扱要領 （平成26年10月1日制定）

1 被扶養者の範囲

被扶養者の範囲は、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者を除く。）で、主として組合員の収入により生計を維持する者です。（法第2条第1項第2号、施行令第3条、運用方針第2条）

- ① 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で①に掲げる者以外の者
- ③ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者

《三親等内親族図》



- (注) 1. 塗りつぶし以外の者を認定する場合は、組合員と同一世帯に属することが条件です。
 2. 数字は親等を表し、○は血族を、() 姻族を表しています。

※ 被扶養者の範囲内の者であっても、後述「2被扶養者として認定されない者」に該当する場合は、被扶養者には該当しません。

※ 同一世帯に属するとは、「組合員と住居及び家計を共にすること」をいい、単なる「同居」とは異なります。組合員と被扶養者の住民票上の住所が同一であっても、被扶養者と別の場所で居住している場合は「別世帯」となります。また、2世帯住宅や同一敷地内に親世帯・子世帯の住居があるというような、日常生活はお互い干渉せず自立した生活を営み、何かあれば助け合うという住居形態も「別世帯」となります。ただし、次の場合は同居として取り扱います。

- ・ 勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合等
- ・ 病院又は診療所に入院又は入所している場合
- ・ 身体障害者授産施設、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、老人保健施設等に入所している場合

なお、組合員と被扶養者の住民票上の住所が同一であっても世帯分離をしている場合は、別途申立書により生計を共にしている申立がある場合のみ「同一世帯に属する」とします。

【同一世帯の基準】

居所	同居			別居	
	同		別	同	別
住民票上の住所	同		別	同	別
住民票上の世帯	同	別	—	—	—
生計を共にする	同一世帯	同一世帯 (申立書必要)	別世帯	別世帯	別世帯
生計を別にする	別世帯	別世帯	別世帯	別世帯	別世帯

※ 子については、実子及び養子を、父母については実父母及び養父母を、孫については実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子を、祖父母については、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の養父母をいいます。兄弟姉妹については養子にとって養父母の子である兄弟姉妹を含みます。

2 被扶養者として認定されない者（法第2条第1項第2号、施行令第3条、運用方針第2条）

共済組合（法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもののすべてをいう。）の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者は、被扶養者には該当しません。

また、次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当せず、被扶養者として認定されません。

- ① その者について当該組合員以外の者が一般職給与法第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という。）を地方公共団体、国その他から受けている者
- ② 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- ③ 年額130万円以上の恒常的な所得がある者及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあっては年額180万円以上の所得がある者
- ④ その者自身の収入で生計を維持していると認められる者
- ⑤ 通常稼働能力があると考えられる18歳以上60未満の者（ただし、無職無収入の配偶者、学校教育法1条に規定する学校の全日制課程の学生等、病気又は負傷のため就労能力を失っている者、扶養事実及び扶養しなければならない事情等が確認できる者を除く。）

- ① その者について当該組合員以外の者が一般職給与法第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という。）を地方公共団体、国その他から受けている者

例えば、組合員（A）とその配偶者（B）が、ともに地方公務員で、子2人のうち、1人目は（A）の属する地方公共団体から、2人目は（B）の属する地方公共団体から、それぞれ扶養手当を受けている場合は、1人目は（A）の被扶養者として、2人目は（B）の被扶養者として認定を受けることとなります。ただし、（B）が育児休業の承認を受けて休職し、その間、（A）が2人分の扶養手当を受けることになったような場合に、（B）の被扶養者認定を取り消して（A）の被扶養者認定を受ける必要はありません。

② 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない場合におけるその者

組合員と他の者が共同して同一人を扶養する場合とは、「組合員と他の者双方に扶養することができる収入がある」ことが前提で、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない場合とは、「扶養順位から判断して、その者が主たる扶養者でない」ことをいい、直系血族、親等の近い義務者が優先されます。具体的には、次の表に○がある者を「主たる扶養者」とします。

被扶養者とすべき者	共同で扶養する者			
		組合員	○	
祖父母		組合員	○	父母
父母	○	組合員		配偶者
父母	○	組合員	○	兄弟姉妹
配偶者の父母		組合員	○	配偶者
子	○	組合員	○	配偶者
結婚した子		組合員	○	子の配偶者
配偶者の子		組合員	○	配偶者
孫		組合員	○	子
兄弟姉妹		組合員	○	父母
兄弟姉妹	○	組合員	○	兄弟姉妹

前表の「共同で扶養する者」の双方が○のときは、組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合に該当し、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として年間収入（次の③ウの収入額をいう。）の多い方を「主たる扶養者」として取り扱います。

ただし、共同で扶養する者双方の年間収入が同程度（年間収入の高い者の1割以内の差であれば同程度とする。）の場合は、届出のあった方を「主たる扶養者」とします。

なお、共同で扶養する者のどちらかが育児休業の承認を受け、年間収入が低下した場合においては、当該育児休業を取得する前の年間収入をもって判断します。

また、結婚した未成年（20歳未満で離婚した場合を含む。）は、民法上、成年者と同じ扱いを受け、結婚したときは、夫婦相互扶助の観点から扶養義務者はその配偶者となるため、結婚した子は認定できないことになります。

③ 年額130万円以上の恒常的な所得がある者及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあっては年額180万円以上の所得がある者

ア 被扶養者認定上の「所得」の取扱い

年額130万円又は180万円（以下「収入基準額」という。）以上の恒常的な所得がある者は被扶養者として認定されませんが、その場合における「所得」とは、所得税法上の所得ではなく「収入」をさし、恒常的とは、「その収入を得ることとなった日から将来に向かって」をさします。

イ 恒常的な収入の範囲

給与や年金のように継続して得られる収入全般をいい、退職金や譲渡所得のような一時的な収入は、恒常的な収入に該当しません。具体的には次のとおりです。

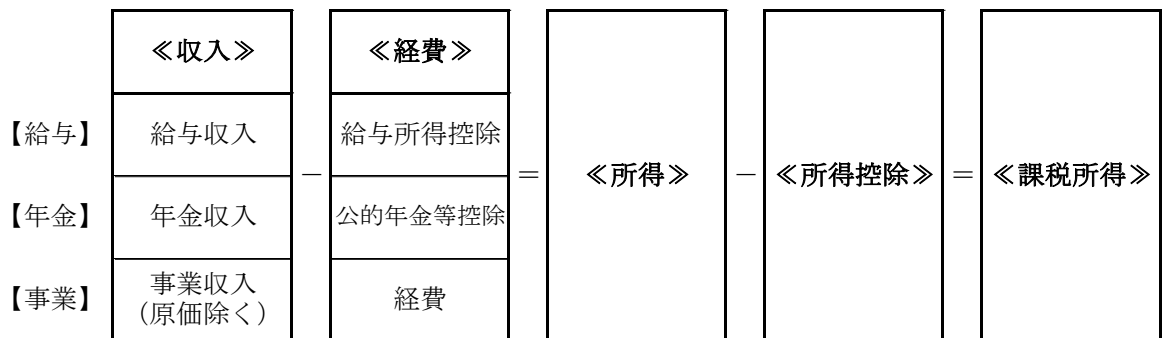
恒常的な収入に該当するもの	事業収入、不動産収入、利子・配当収入、給与収入、報酬、公的年金（障害・遺族を給付事由とする年金を含む。）、恩給、企業年金、個人年金（一時金による一括受取分を除く。）雇用保険法の基本手当等、健康保険法等の傷病手当金など
恒常的な収入に該当しないもの	退職金、不動産（土地・家屋・山林等）の売却金などの一時的に得た収入

ウ 収入額

収入額は、次のとおりです。

- ・ 給与収入 通勤手当、賞与を含む総支給額です。
- ・ 年金収入 年金総支給額です（社会保険料等の控除前）。
- ・ 事業収入等 社会通念上明らかにその収入を得るために認められる経費（以下「必要経費」という。）に限り、収入から控除できます。

◎ 所得税法上の収入、所得等



被扶養者認定上の収入は、上図の《収入》を指します。事業における経費は、給与における給与所得控除に相当するものと考えられ、同一水準で判定するためには、社会通念上明らかにその収入を得るために認められる経費しか控除できないことになります。

所得税の確定申告時に所得税法上の経費として認められた収支内訳書の経費うち、被扶養者認定上における必要経費は次のとおりです。

また、所得税法上はその者の所得とされていなくても、その者が主として当該事業に従事する者である場合は、当該事業収入等は従事する者の収入となります。

収支内訳書（農業所得用）

科目	認否
雇入費	○
小作料・賃借料	○
減価償却費	×
貸倒金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	○
素蓄費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	○
修繕費	○
動力光熱費	△
作業用衣料費	×
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	▲
土地改良費	○
雑費	×

収支内訳書（一般用）

科目	認否
売上原価	○
給料賃金	○
外注工賃	○
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	▲
光熱給水費	△
旅費交通費	×
通信費	▲
広告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	○
消耗品費	○
福利厚生費	×
雑費	×

収支内訳書（不動産所得用）

科目	認否	
給料賃金	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	
借入金利息	×	
その他の経費	租税公課	×
	損害保険料	×
	修繕費	○
	雑費	×

株式に係る取扱い

科目	認否
取得費	○
委託手数料	○

※ 「認否」欄の○は控除できる経費、×は控除できない経費、△は家計費分と事業分が明確に区分されている場合のみ控除できる経費、▲は事業内容に応じ組合が必要と認めた場合のみ控除できる経費を表します。

※ 給料賃金（雇入費）は控除できる経費ではあるものの、認定を受けようとする者が、常時、従業員の雇い入れ等を行っている場合は、その者が雇用主という矛盾を生じることになり、必要経費を差し引いた額が、収入基準額未満であっても、被扶養者として認定できません。

エ 収入基準額を月額又は日額に換算して判定する

給与収入や雇用保険法の基本手当等のような月単位又は日単位の収入は、その生活実態に即した判定を行うため、収入基準額を月額に換算した額（以下「月額基準額」という。）又は日額に換算した額（以下「日額基準額」という。）をもって判定します。その額以上の収入がある期間は、たとえその期間が短期間であっても認定できないことになります。

収入基準額の換算（以下の表の金額以上の収入がある場合には認定できません。）

	右以外の場合	障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合
収入基準額（年額）	1,300,000円	1,800,000円
月額基準額（月額）	108,334円	150,000円
日額基準額（日額）	3,612円	5,000円

雇用保険法の基本手当、健康保険法の傷病手当金等

退職による扶養認定申請の場合、雇用保険法に基づく基本手当等、健康保険法等に基づく傷病手当金・出産手当金を受給できる可能性があります。給付日額が3,612円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は5,000円）以上の雇用保険給付金又は傷病手当金を受給できる者については、その受給期間中は、年額130万円（180万円）以上の恒常的な所得があるものとして取り扱います。出産手当金については、当該出産手当金が支給されたことにより傷病手当金の支給が中断され、その後さらに傷病手当金の支給が見込まれる場合を除き、恒常的な所得に該当しないものとなります。

オ 恒常的な収入額の推計

年金や賃貸収入のように毎月の収入が一定的なものは、恒常的な収入額を推計できますが、事業収入や歩合制の給与収入など毎年又は毎月の収入が不規則なものは、一定の期間を経過しなければ恒常的な収入を推計できません。その場合は、次のように取り扱います。

区 分	取 扱
毎年の収入が不規則な事業収入	<p>前年分の収入（所得税の確定申告による額）に基づき、当年の被扶養者資格の有無を判断する。その場合、前年分の収入が12ヶ月分に満たないときは、12ヶ月分に換算した額とする。ただし、その事業を廃業したときなど、明らかに収入基準額以上又は以下となるときは、そのときをもって判断する。</p> <p>認定日＝ 確定申告を行った日（その日以後30日を経過した場合は、被扶養者認定の届出があった日）</p> <p>取消日＝ 確定申告を行った日</p>

毎月の収入が不規則な給与収入	<p>月額基準額を基準として、次の区分に応じて取り扱う。</p> <p>1 認定 月額基準額未満であっても直ちに認定せず、月額基準額未満となった月以後3ヶ月間の平均が月額基準額未満であれば認定する。 認定日＝ 当該3ヶ月間の最終月の翌月の初日</p> <p>2 取消 月額基準額以上の収入となった場合は、直ちに認定を取り消さず、その月以後3ヶ月間の平均が月額基準額以上であれば認定を取り消す。 取消日＝ 当該3ヶ月間の最終月の翌月の初日</p> <p>3 1及び2の事項については、同一の労働条件下で収入が不規則な場合の取扱いであり、時給が上がったとき、2箇所のアルバイトのうち1箇所を辞めるときなど、明らかに今後、月額基準額以上又は以下となるときは、そのときをもって判断する。</p> <p>4 事業所の事情により一時的に収入が月額基準額以上となった場合は、事業主の証明書を提出することにより、判断する。 この場合、2は適用しない。</p>
----------------	---

《参考例》 1月から不規則な収入となった例

月	給料	賞与	賞与按分後 月額	平均額の算定等	認否
1月	90,000円		100,000円	起算月 } 平均①	否認定
2月	80,000円		90,000円		↓
3月	95,000円		105,000円		↓
4月	95,000円		105,000円		認定
5月	110,000円		120,000円	起算月 } 平均②	↓
6月	80,000円	60,000円	90,000円		↓
7月	110,000円		120,000円		↓
8月	90,000円		100,000円	起算月 } 平均③	否認定
9月	60,000円		70,000円		↓
10月	120,000円		130,000円		↓
11月	80,000円		90,000円		認定
12月	130,000円	60,000円	140,000円	起算月	↓
合計	1,140,000円	120,000円	1,260,000円		

平均① 平均①＝98,333円 不規則な収入となった月を起算月として3ヶ月の平均が108,334円未満のため4月1日から認定

平均② 平均②＝110,000円 108,334円以上となった月を起算月として3ヶ月の平均が108,334円以上のため8月1日に取消

平均③ 平均③＝100,000円 108,334円未満となった月を起算月として3ヶ月の平均が108,334円未満のため11月1日から認定

④ その者自身の収入で生計を維持していると認められる者

民法の解釈では、夫婦相互、親の未成年子に対する扶養義務は、自分と同じ生活を保障すべき（生活保持義務）とされ、それ以外の扶養義務は、余裕のなかで困窮している人を助ければよい（生活扶助義務）とされています。したがって、配偶者や未成年子は、その者の収入が収入基準額未満であれば必ず扶養しなければならないこととなりますが、成年の子や父母等については、主として組合員の収入により生計を維持しているか、すなわち、その者の生計において組合員がどの程度経済的援助を行っているかが問われることとなります。また、父母のようにその者に配偶者があるときは、相互扶助の観点から夫婦（父母）一体として考えます。

したがって、配偶者、未成年子、学校教育法第1条に規定する学校の全日制課程の学生等である又は病気又は負傷のため就労能力を失っている子（以下「扶養されるべき者」という。）以外の者のうち、次のいずれかに該当するときは、その者の収入が収入基準額未満であっても、その者自身又はその夫婦自身の収入により生計を維持していると認め、認定できないことになります。

ア 組合員の収入の80%の額（可処分所得※とみなした額）を組合員及び被扶養者（扶養されるべき者に限る。）の数で除して得た額以上の収入があるとき

組合員の収入の80%の額÷組合員及び被扶養者（扶養されるべき者に限る。）の人数

《例》

<p>○ 組合員世帯 組合員 年間収入 420万円 配偶者（被扶養者でない） 子（被扶養者） 子（被扶養者）</p> <p>組合員世帯一人当たり $420万円 \times 80\% = 336万円$ $336万円 \div 3人 = 112万円$ ①</p>	<p>○ 父母世帯 父 年間収入 120万円</p> <p>父母世帯一人当たり $120万円 \div 1人 = 120万円$ ②</p>
--	--

①<② となり認定できない

《根拠》

生活保持義務者1人当たり生計費以上の収入がある生活扶助義務者（余裕のなかで助ける者）を扶養することは矛盾している。

※ 可処分所得

可処分所得とは、実際の収入から非消費支出（支払義務のある税金や社会保険料など）を差し引いた残りの額で、平成30年総務省「家計調査」では、年収の約83%となっている。

イ その者の配偶者の収入が収入基準額以上のとき

《根拠》

夫婦相互扶助の観点から、主たる扶養者はその者の配偶者である。

ウ その者の配偶者の収入が収入基準額未満の場合において、その夫婦の収入の合計が次の表の額以上のとき

		その者の配偶者	
		障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)	左記以外の者 (130万円未満)
その者	障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)	288万円	248万円
	上記以外の者 (130万円未満)	248万円	208万円

《根拠》

被扶養者の収入限度額は、その額以上の収入額があれば、その者自身の収入により生計を維持できるという意味であり、2人世帯は、それぞれ単身で生活する場合に比べて、食料費、住居関係費等の生計費がかなり圧縮されるため、その夫婦の収入が上記の額以上であれば、その夫婦自身の収

入により生計を維持できると考えられる。その額は、その夫婦の収入限度額の合計額の80%としている。

※ 総務省の「家計調査」等に基づき人事院が算定した平成30年4月の標準生計費は、1人世帯が月額116,930円に対し、2人世帯は150,690円となっている。2人世帯は、1人世帯2人分の約78%である。

エ その者が組合員と別世帯である場合において、その者に対する組合員からの経済的援助額が、その者の収入未満のとき

《根拠》

昭和52年4月6日 保発第9号・庁保発第9号、各都道府県知事宛 厚生省保険局長・社会保険庁医療保険課長連名通知による。

ただし、経済的援助額がその者の収入以上であるという申請があっても、その援助額が可能か否かを審査します。このことは、前述のとおり、余裕のなかで助ける生活扶助義務者への経済的援助額が、自分と同じ生活を保障すべき生活保持義務者の生計費を上回ることは非現実的と考えられる為です。次の算式により算出した額をもって経済的援助上限額とします。

$$\text{経済的援助上限額} = A - (E \times B)$$

A = 組合員の収入の80%の額

B = 組合員及び同一世帯の被扶養者の人数

C = 別世帯の収入

D = 別世帯の人数

E = 両世帯1人当たり生計費 $(A + C) \div (B + D)$

《例》

○ 組合員世帯
組合員 年間収入 600万円
配偶者 (被扶養者でない)
子 (被扶養者)
子 (被扶養者)

○ 父母世帯
父 年間収入 120万円

組合員世帯収入
収入 600万円 $\times 80\% = 480$ 万円 A
人数 3人 B

父母世帯収入
収入 120万円 C
人数 1人 D

両世帯1人当たり生計費
 $(480\text{万円} + 120\text{万円}) \div (3\text{人} + 1\text{人})$
 $= 150$ 万円 E

経済的援助上限額
 $480\text{万円} - (150\text{万円} \times 3\text{人}) = 30$ 万円

仕送りをした組合員世帯1人当たり生計費
 $480\text{万円} - 30\text{万円} = 450$ 万円
 $450\text{万円} \div 3\text{人} = 150$ 万円

仕送りを受けた父母世帯1人当たり生計費
 $120\text{万円} + 30\text{万円} = 150$ 万円
 $150\text{万円} \div 1\text{人} = 150$ 万円



組合員から経済的援助(仕送り)が可能な額は30万円。この額以上の場合は、組合員世帯1人当たり生計費より父母世帯1人当たり生計費の方が高くなるので認定できない。

- ⑤ 通常稼働能力があると考えられる18歳以上60未満の者（ただし、無職無収入の配偶者、学校教育法1条に規定する学校の全日制課程の学生等、病気又は負傷のため就労能力を失っている者、扶養事実及び扶養しなければならない事情等が確認できる者を除く。）

ア 配偶者

夫婦相互扶助の観点から、たとえ稼働能力があっても他の要件を満たせば認定できます。

イ 子（結婚していない者に限る。）

(ア) 22歳の年度末までにある子は、所属所から支給される扶養手当等の有無に基づき判断します。

「有」のときは認定、「無」のときは否認定となります。

(イ) 22歳の年度末を経過した子は、毎年度、「香川縣市町村職員共済組合組合員証等の検認及び更新等に係る取扱要領」に基づき共済組合が検認を行い、承認を受けた場合に限り継続して認定できます。

(ウ) 傷病のため就労できない子は、所属所から支給される扶養手当等が「有」のとき又はその状態にあることが確認できるときに認定できます。

ウ 父母

60歳未満の父又は母は、通常稼働能力があると判断しますので、60歳以上もしくは病気又は負傷（以下「60歳以上等」という。）のため就労能力を失っているとき以外は認定できません。ただし、夫婦相互扶助の観点から、父母のうち、その主たる生計維持者（その世帯の生計維持の中心的役割を果たしている者）が60歳以上等のため就労能力を失っている場合は、その配偶者については60歳未満であっても、認定が可能となります。

3 被扶養者の認定手続

(1) 被扶養者の認定日

組合員に被扶養者の要件を備える者がある場合は、その要件を備えるに至った日から認定となります。

ただし、「その要件を備えるに至った日」から30日以内に申請が行われない場合は、その申請を受理した日が認定日となります。

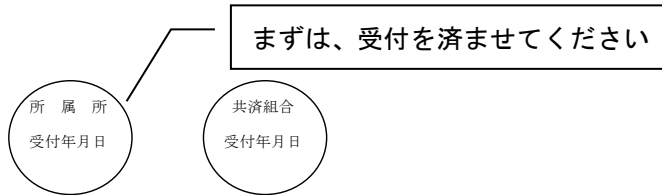
事由	要件を備えるに至った日
子どもが生まれた	出生日
結婚した	婚姻の日
同居により扶養事実が生じた	同居の日
父の死亡に伴い、母を扶養することになった	父の死亡日の翌日
事業を廃業した	廃業した日の翌日
毎年不規則な事業収入が収入基準額未満になった	確定申告を行った日
退職し無職になった	退職の日の翌日
雇用保険受給が終了した	雇用保険受給終了日の翌日
雇用契約の変更等により月額基準額未満になった	雇用契約変更の適用開始日
毎月不規則な給与収入が月額基準額未満になった	月額基準額未満になった月以後3ヶ月間の平均が月額基準額未満であれば、当該3ヶ月間の最終月の翌月の初日（P5参照）

その申請を受理した日とは・・・

被扶養者認定の事務は、その者の属する所属所を経由することになっていますので、当該所属所において受理した日が、その申請を受理した日になります。

被扶養者申告書の左上「所属所受付年月日」欄に必ず受付日付印を押してください。この日付をもって申請を受理した日とします。

なお、この申告書に添付する書類を整えるために日数を要し、「その要件を備える日」から30日を過ぎてしまうケースもありますので、組合員から申出があった際は、たとえ添付書類がなくても、この申告書に必要な事項を記載してもらい、所属所の受付を済ませておいてください。



被扶養者申告書

組合員証 記号番号	-			所属機関名						
組合員氏名				生年月日	昭和	年	月	日生	平成	
認定(取消)を 受けようとする 者の氏名	性別	生年 月日	職業	年間収入 推計額	現住所	扶養 手当 受給 の有 無	給与事務 担当者証 明印	被扶養者の要件を備え又は 欠くに至った 年月日及びその理由	※判定及び理由	
フリガナ	続柄								判定	理由

(2) 被扶養者の認定申請

組合員に被扶養者の要件を備える者がある場合は、所属所長を経由して「被扶養者申告書」を提出してください。その際の主な添付書類は「認定申請の添付書類一覧表」(P13参照)のとおりです。

4 被扶養者の取消手続

(1) 被扶養者の取消日

被扶養者の要件を欠くことになった場合は、その要件を欠くに至った日をもって認定が取り消されます。

被扶養者の要件を欠くことになったにもかかわらず、取消手続が遅れた場合は、その要件を欠くに至った日に遡及して認定を取り消します。遡及期間内に、被扶養者証を使用して医療機関等を受診しているときは、その受診にかかる医療費等を返還いただくことになります。

事由	要件を欠くに至った日
被扶養者が死亡した	死亡した日の翌日
離婚した	離婚した日
別世帯となったことにより生計維持関係がなくなった	別世帯となった日
年金の受給開始・改定により収入基準額以上となった	通知書等の交付日 場合によっては、受給開始月の初日
雇用保険の受給により収入基準額以上となった	雇用保険受給開始の日
就職した	就職した日
健康保険等に加入した	健康保険等の資格取得日
毎年不規則な事業収入が収入基準額以上になった	確定申告を行った日
雇用契約の変更等により月額基準額以上になった	雇用契約変更の適用開始日
毎月不規則な給与収入が月額基準額以上になった	月額基準額以上になった月以後3ヶ月間の平均が月額基準額以上であれば、当該3ヶ月間の最終月の翌月の初日 (P5参照)

(2) 被扶養者の取消申請

被扶養者の要件を欠くことになった場合は、所属所長を経由して「被扶養者申告書」を提出してください。その際の主な添付書類は「取消申請の添付書類一覧表」(P 14 参照)のとおりです。

(3) 組合員から暴力を受けた被扶養者である配偶者の取扱い

組合員である配偶者から暴力を受ける被扶養者(同伴者を含む。)は、次の書類を添えて申出がなされた場合に限り、組合員の申告がなくても、被扶養者認定を取り消すことができます。

ア 婦人相談が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条に基づき、裁判所が発行する保護命令に係る書類

ウ 配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証書

5 被扶養者の資格確認(施行規程第97条、検認及び更新取扱要領第2条)

① 組合員被扶養者証等の検認

被扶養者の認定を受けた時点と比べ、その収入状況や家族構成は変動するものです。被扶養者資格が適正であるか定期的に資格確認を行います。

(1) 調査対象者

- 1 調査時における被扶養者全員(ただし、同じ年度に認定された者を除く。)
- 2 一時的な収入増加に係る事業主の証明により認定された者

(2) 調査実施時期

- 1 隔年(西暦偶数年)で8月から10月にかけて共済組合から案内します。
- 2 毎年8月から11月にかけて共済組合から案内します。

(3) 調査方法等

調査の時に、記入方法等を案内します。

② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した被扶養者である子の検認

(1) 調査対象者

満22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した被扶養者である子

(2) 調査実施時期

毎年3月から4月にかけて共済組合から案内します。

(3) 調査方法等

調査の時に、記入方法等を案内します。

(4) 継続して認定となる条件

- ・ 学校教育法第1条に規定する学校等の全日制課程等に在学中の者
- ・ 就職活動をしている者(就職難を考慮。ただし、学校教育法第1条に規定する学校等の全日制課程を卒業又は退学後おおむね2年を経過していない者に限る。)
- ・ 傷病のため就労できない者

認定申請の添付書類一覧表

添付書類 区分		扶養しなければならない理由書	扶養証明書	所得証明書※	戸籍全部事項証明	住民票の写し(続柄の分かる書類)	社会保険適用状況報告書	離職したことが分かる書類の写し	雇用保険受給に関する申立書	雇用保険受給資格者証(受給終了が分かるもの)の写し	雇用証明書又は雇用契約書の写し	3カ月間の給料明細等の写し	税務署への廃業届など廃業したことが分かる書類の写し	確定申告書(収支明細)の写し	年金通知書等の写し	在学証明書	仕送り確認できる書類の写し	診断書又は身体障害者手帳の写し	恩給・年金等の受給に関する申立書	公費負担受給開始・停止報告書	医療証(受給者証)の写し	国民年金第3号被保険者関係届及び基礎年金番号が分かるものの写し		
認定申請の事由によるもの	組合員の資格取得による認定	○	○	○		◎																		
	出生による認定	○	○			◎																		
	婚姻による認定	○	○	○	◎																			
	学生になったことによる認定	○	○														◎							
	同居による認定	○	○	○		◎																		
	離職による認定	○	○	○		◎	◎	◎	◎															
	雇用保険の受給終了による認定	○	○	○		◎				◎														
	雇用契約の変更による認定	○	○	○		◎					◎													
	毎月不規則な給与収入の減少による認定	○	○	○		◎						◎												
	自営業等の廃業による認定	○	○	○		◎							◎											
	毎年不規則な事業収入の減少による認定	○	○	○		◎								◎										
上記の他に対象者の状況によって必要な書類があります。																								
対象者の状況によるもの	給与収入がある										○													
	年金収入がある														◎									
	事業収入がある												◎											
	18歳以上の学生															○								
	別居(配偶者、22歳の年度末までの子を除く)																◎							
	病気又は負傷のため就労不能																	○						
	年金の受給開始年齢に到達しているが、年金収入がない者																		○					
	重度心身障害により、自治体から医療費の助成を受けることができる																				◎	◎		
	母子(父子)家庭により、自治体から医療費の助成を受けることができる																				◎	◎		
配偶者(20才以上～60才未満)																						◎		

- 1 ◎は扶養手当の有無に関係なく必要、○は扶養手当「無」の場合に必要。ただし、場合によっては、上記以外の書類を求められることがある。
 - 2 認定申請の事由、対象者の状況等に応じた添付書類を提出すること。
 - 3 扶養証明書は所得税法上の扶養親族に該当することの証明書で、これに該当しない場合は、住民票（同居に限る）又は地区民生委員の扶養証明を提出すること。
- ※ 個人番号を利用した情報連携により、共済組合が情報確認（同意書の提出が必要）できた場合については添付不要です。

取消申請の添付書類一覧表

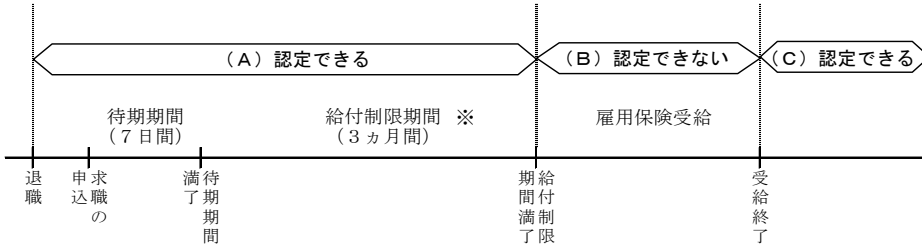
区分	添付書類									
	戸籍謄本又は抄本	住民票の写し	年金通知書等の写し	雇用保険受給資格者証の写し（受給開始が分かるもの）	就職したことが分かる書類の写し	健康保険証の写し	確定申告書（収支明細）の写し	雇用証明書又は雇用契約書の写し	3カ月間の給料明細等の写し	国民年金第3号被保険者関係届
被扶養者が死亡した	○									○
離婚した	○									○
別居により生計維持関係がなくなった		○								○
年金の受給開始・改定により収入基準額以上となった			○							○
雇用保険の受給により収入基準額以上となった				○						○
就職した（健康保険等未加入）					○					○
健康保険等に加入した						○				
毎年不規則な事業収入が収入基準額以上になった							○			○
雇用契約の変更等により月額基準額以上になった								○		○
毎月不規則な給与収入が月額基準額以上になった									○	○

- 1 国民年金第3号被保険者関係届の提出は、配偶者の場合に限る。
- 2 日本年金機構に既に個人番号を届出している配偶者は、国民年金第3号被保険者関係届（死亡届）の提出は不要です。

被扶養者認定・取消事務のチェックポイント

認定事務

《配偶者の認定申告》

申告事由	チェックポイント
① 婚姻したとき	<p>ア 婚姻日の確認 イ 収入状況の確認 ウ 雇用保険の受給、健康保険の加入状況を確認（②の取扱いと同様）</p>
② 退職した（健康保険の被保険者でなくなった）とき	<p>ア 退職日の確認 イ 収入状況の確認 ウ 雇用保険の受給状況（雇用保険受給資格者証で確認）の確認 日額3,612円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は5,000円。）以上の雇用保険を受給している間は認定できない。…下図（A） 待期間（求職の申込を行った日から7日間）及び給付制限期間（自己都合退職等の場合は、待期間終了後3ヶ月間）は、雇用保険を受給できないため、認定できる。…下図（B）</p>  <p style="text-align: center;">※ 倒産や解雇等によって失業した場合は、給付制限期間がない。</p> <p>エ 傷病により退職した場合は、傷病手当金や障害年金を受給していないか 傷病手当は日額3,612円以上、障害年金は年額180万円以上を受給している場合は認定できない。 オ 出産に伴い退職した場合は、出産手当金を受給できる可能性があるが、傷病手当金との調整など特別なケース以外の出産手当金は収入とみなさない。 カ 退職前の健康保険を任意継続していないか 配偶者自身が退職前の健康保険を任意継続している場合は、その被保険者である間、認定できない。 収入要件を満たしていても任意継続をしている場合は、任意継続資格喪失後の認定となり、被扶養者認定日と国民年金第3号被保険者資格取得日が異なることになる。「国民年金第3号被保険者該当申立書」の提出が必要。</p>
③ 雇用保険の受給が終了したとき	<p>ア 日額3,612円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は5,000円。）以上の雇用保険の受給が終了したときに認定…②の図（C） イ 認定日は支給期間の終了日の翌日（雇用保険受給資格者証で確認） ウ 収入状況の確認 エ 退職前の健康保険を任意継続していないか（②カの取扱いと同様）</p>
④ パート・アルバイト収入が減少したとき	<p>ア 月額108,334円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は150,000円。以下「月額基準額」という。）未満か イ 収入には、通勤手当等を含め、賞与（前年実績又は推計年額）も月額に按分 ウ 今後も月額基準額未満であることが明らかな場合は、その月から認定 エ 毎月の収入が不規則な場合は、恒常的な収入額の推計ができないため、3ヶ月間の実績に基づき判定 月額基準額未満であっても直ちに認定せず、その月を起算月として以後3ヶ月の平均が月額基準額未満であれば、その3ヶ月の翌月の初日に認定する。 月額基準額以上となった場合は、直ちに認定を取り消さず、その月を起算月として以後3ヶ月の平均が月額基準額以上であれば、その3ヶ月の翌月の初日に認定を取り消す。</p>

《参考例》 1月から不規則な収入となった例

月	給料	賞与	賞与按分後 月額	平均額の算定等	認否
1月	90,000円		100,000円	起算月 } 平均①	否認定
2月	80,000円		90,000円		↓
3月	95,000円		105,000円		↓
4月	95,000円		105,000円		認定
5月	110,000円		120,000円	起算月 } 平均②	↓
6月	80,000円	60,000円	90,000円		↓
7月	110,000円		120,000円		↓
8月	90,000円		100,000円	起算月 } 平均③	否認定
9月	60,000円		70,000円		↓
10月	120,000円		130,000円		↓
11月	80,000円		90,000円		認定
12月	130,000円	60,000円	140,000円	起算月	↓
合計	1,140,000円	120,000円	1,260,000円		

平均① 平均①=98,333円 不規則な収入となった月を起算月として3ヶ月の平均が108,334円未満のため4月1日から認定

平均② 平均②=110,000円 108,334円以上となった月を起算月として3ヶ月の平均が108,334円以上のため8月1日に取消

平均③ 平均③=100,000円 108,334円未満となった月を起算月として3ヶ月の平均が108,334円未満のため11月1日から認定

オ 上記のように3ヶ月の実績に基づき、それ以降、被扶養者の認定を行うが、実際にその3ヶ月間は結果的に被扶養者の要件を備えていたことになる。起算月から国民年金第3号被保険者に該当する可能性がある（年金事務所が認否を判断）ため、「国民年金第3号被保険者該当申立書」の提出が必要

⑤ 事業収入が減少したとき

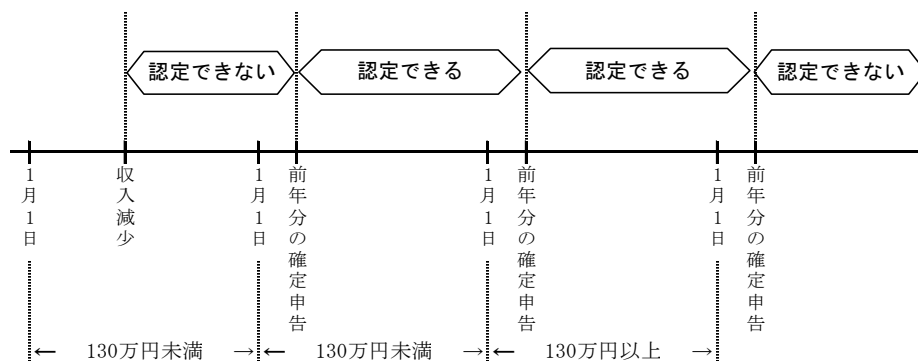
ア その事業を廃業した場合など、収入が明らかに130万円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は180万円。以下「収入基準額」という。）未満となる場合は、その時点から認定

イ 収入の減少が明らかでない場合は、その年分の確定申告により収入基準額未満であることが確認できれば、その確定申告を行った日から認定

ウ 毎年の収入が不規則な場合は、恒常的な収入額の推計ができないため、前年の実績に基づき判定

前年の収入が収入基準額未満であれば、前年分の確定申告を行った日から認定する。

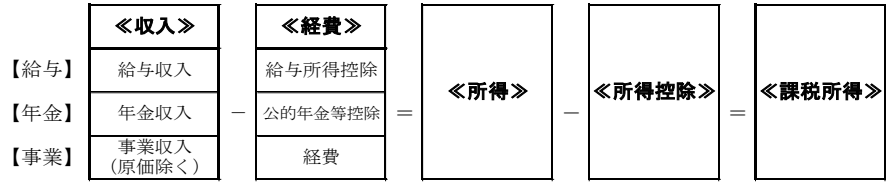
前年の収入が収入基準額以上であれば、前年分の確定申告を行った日に認定を取り消す。ただし、事業の拡大など、明らかに収入基準額以上となる場合は、その時点で取り消す。



エ 上記のように前年の実績に基づき、それ以降、被扶養者の認定を行うが、実際に前年は結果的に被扶養者の要件を備えていたことになる。前年から国民年金第3号被保険者に該当する可能性がある（年金事務所が認否を判断）ため、「国民年金第3号被保険者該当申立書」の提出が必要

被扶養者認定上の収入は、下図の「収入」を指す。事業における経費は、給与における給与所得控除に相当するものと考えられ、同一水準で判定するためには、社会通念上明らかにその収入を得るために認められる経費しか控除できないことになる。

◎ 所得税法上の収入、所得等



被扶養者認定上の収入は、上図の「収入」を指す。事業における経費は、給与における給与所得控除に相当するものと考えられ、同一水準で判定するためには、社会通念上明らかにその収入を得るために認められる経費しか控除できない。

オ 確定申告書（収支内訳書）の経費うち、認められる経費は次のとおり

「認否」欄の○は控除できる経費、×は控除できない経費、△は家計費分と事業分が明確に区分されている場合のみ控除できる経費、▲は事業内容に応じ組合が必要と認めた場合のみ控除できる経費を表す。

給料賃金（雇入費）は控除できる経費ではあるものの、認定を受けようとする者が、常時、従業員の雇入れ等を行っている場合は、その者が雇用主という矛盾を生じることになり、必要経費を差し引いた額が、収入基準額未満であっても、被扶養者として認定できない。

収支内訳書（農業所得用）

科目	認否
雇入費	○
小作料・賃借料	○
減価償却費	×
貸倒金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	○
素蓄費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	○
修繕費	○
動力光熱費	△
作業用衣料費	×
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	▲
土地改良費	○
雑費	×

収支内訳書（一般用）

科目	認否
売上原価	○
給料賃金	○
外注工賃	○
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	▲
光熱給水費	△
旅費交通費	×
通信費	▲
広告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	○
消耗品費	○
福利厚生費	×
雑費	×

収支内訳書（不動産所得用）

科目	認否
給料賃金	○
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△
借入金利子	×
租税公課	×
損害保険料	×
修繕費	○
雑費	×

株式に係る取扱い

科目	認否
取得費	○
委託手数料	○

《子の認定申告》

申告事由	チェックポイント
⑥ 出生したとき	<p>ア 出生日の確認</p> <p>イ 夫婦共同扶養に該当するため、次の事項を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦ともに公務員等の場合、扶養手当が支給されるほうで認定 ・ 原則、年間収入の多いほうで認定 ・ 夫婦双方の年間収入が同程度（年間収入の高いほうの1割以内）の場合は、届出のあったほうで認定 ・ 夫婦のいずれかが育児休業により収入が低下している場合は、育児休業前の年間収入で比較
⑦ 養子縁組したとき	<p>養子縁組の日の確認</p>
⑧ 扶養替えしたとき	<p>ア 扶養替えの日を確認。扶養替えに当たっては、夫婦双方の保険者の取扱いに差異がある場合があるので、先に認定を受けてから元の保険者で取消手続きをする（被扶養者の認定期間に空白の期間が生じてしまう恐れがあるため）。</p> <p>イ 共同扶養の取扱いについては⑥イと同様</p>
⑨ 18歳以上である子が退職したとき	<p>ア 通常、稼働能力があると考えられるが、扶養手当が支給される場合は認定</p> <p>イ 扶養手当が支給されない場合は、収入基準額未満の次の事項に該当する者以外は認定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法1条に規定する学校等の全日制課程の在学中の者 ・ 傷病により就労できない者 傷病により離職した場合は認定。それ以外の理由による離職の場合は認定できない。 傷病により離職した場合は傷病手当金、障害年金等の確認 <p>ウ その他は②の取扱いと同様</p>

《配偶者の子の認定申告》

申告事由	チェックポイント
⑩ 配偶者の子のとき	<p>ア 扶養義務者はあくまでも配偶者。配偶者に収入がない場合等に認定できる。</p> <p>イ 組合員と同一世帯の場合に限り認定できる。ただし、次の場合による別居は同居扱いとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合等 ・ 病院又は診療所に入院又は入所している場合 ・ 身体障害者授産施設、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、老人保健施設等に入所している場合 <p>ウ 大学等に進学するための別居は、生計維持関係がある場合は同一世帯扱いと判断します。</p>

《父母（一人親の場合）の認定申告》

申告事由	チェックポイント	
<p>① 収入が減少したとき</p>	<p>ア 配偶者や子については組合員と同じ生活を保障すべき者（生活保持義務者）であるが、父母は余裕のなかで困窮している場合に助ければよい者（生活扶助義務者）として判断する。したがって、配偶者や子は、その者の収入が収入基準額未満であれば必ず扶養しなければならないが、父母についてその者の生計において組合員がどの程度経済的援助を行っているかがポイントとなり、たとえ収入基準額未満であっても認定できないことがある。</p> <p>イ 60歳以上又は傷病により就労できない状態（以下「60歳以上等」という。）となったか。60歳以上等でない場合は収入要件を満たしていても稼働能力があるため認定できない。</p> <p>ウ 収入状況の確認 ・遺族年金（一人親の場合、遺族年金を受給している可能性がある） ・退職（老齢）年金 ・雇用保険 ・事業収入等（農業収入があるケースも多い）</p> <p>エ 事業収入が減少したことによる場合は、⑤の取扱いと同様</p> <p>オ 健康保険の加入状況（退職前の健康保険を任意継続していないか）</p>	
	<p>組合員と同一世帯</p> <p>カ 組合員の兄弟姉妹は同居していないか（共同扶養に該当する可能性がある）</p> <p>キ その者の収入が収入限度額未満であっても、次の算式により求めた金額以上の収入がある場合は、組合員によって生計を維持される者に該当せず、その者自身の収入で生計を維持していると判断する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{組合員の収入の80\%の額}}{\text{組合員及び被扶養者の人数}}$ </div> <p>《参考例》</p> <p>○ 組合員世帯 組合員 年間収入 420万円 配偶者（被扶養者でない） 子（被扶養者） 子（被扶養者）</p> <p>○ 父母世帯 父 年間収入 120万円</p> <p>組合員世帯一人当たり 420万円×80%=336万円 336万円÷3人=112万円 ----- ①</p> <p>父母世帯一人当たり 120万円÷1人=120万円 ----- ②</p> <p>①<② となり認定できない</p>	<p>組合員と別世帯</p> <p>ク 組合員の兄弟姉妹によって生計を維持されていないか。組合員の兄弟姉妹がその者と同居している場合は、通常はその兄弟姉妹によって生計を維持されているものと判断する。</p> <p>ケ 別世帯の場合、その者の収入以上の経済的援助（仕送り）がなければならない。</p> <p>コ 申立ての経済的援助が可能かどうか次の算式によって求める。この算式は、両世帯の1人当たり生計費が等しくなる仕送り額を算出するもので、この額以上の経済的援助は、非現実的であると判断する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{経済的援助上限額} = A - (E \times B)$ </div> <p>A=組合員の収入の80%の額 B=組合員及び同一世帯の被扶養者の人数 C=別世帯の収入 D=別世帯の人数 E=両世帯1人当たり生計費 (A+C) ÷ (B+D)</p> <p>《参考例》</p> <p>○ 組合員世帯 組合員 年間収入 600万円 配偶者（被扶養者でない） 子（被扶養者） 子（被扶養者）</p> <p>○ 父母世帯 父 年間収入 120万円</p> <p>組合員世帯収入 収入 600万円×80%=480万円 -- A 人数 3人 ----- B 父母世帯収入 収入 120万円 ----- C 人数 1人 ----- D 両世帯1人当たり生計費 (480万円+120万円) ÷ (3人+1人) =150万円 ----- E 経済的援助上限額 480万円 - (150万円×3人) =30万円</p>

		<p>組合員から経済的援助（仕送り）が可能な額は30万円。この額以上の場合は、組合員世帯1人当たり生計費より父母世帯1人当たり生計費の方が高くなるので認定できない。</p> <p>仕送りをした組合員世帯1人当たり生計費 $480万円 - 30万円 = 450万円$ $450万円 \div 3人 = 150万円$ 仕送りを受けた父母世帯1人当たり生計費 $120万円 + 30万円 = 150万円$ $150万円 \div 1人 = 150万円$</p>
⑫ 主たる生計維持者（その世帯の生計維持の中心的役割を果たしている者）が死亡したとき	<p>ア 60歳以上等でない場合でも認定できる。</p> <p>イ 収入状況、同一世帯・別世帯の場合の扱いは⑪と同様。収入状況は特に遺族年金に注意が必要。年金支給機関で試算等をしてもらい、収入基準額未満であることが明らかな場合は認定</p>	
⑬ 主たる生計維持者と離婚したとき	<p>ア 60歳以上等でない場合は認定できない。</p> <p>イ 収入状況、同居・別居の場合の扱いは⑪と同様</p>	

《父母（両親の場合）の認定申告》

申告事由	チェックポイント													
⑭ 収入が減少したとき	<p>ア 組合員が主たる生計維持者に該当するかどうかは⑪ア、カ、クと同じ</p> <p>イ 夫婦相互扶助の観点から、父母一体として判断する。</p> <p>ウ 父母のうち、主たる生計維持者が60歳以上等の場合は、収入要件を満たせば父母ともに認定できるが、主たる生計維持者が60歳以上等でない場合は、収入要件を満たしていても父母ともに認定できない。</p> <p>エ 父又は母に収入基準額以上の収入がある場合は、父母ともに認定できない。</p> <p>オ 父母ともに収入基準額未満であっても、次の表の額以上の収入がある場合は、父母ともに認定できない。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">その者の配偶者</th> </tr> <tr> <th>障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)</th> <th>左記以外の者 (130万円未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">その者</th> <th>障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)</th> <td style="text-align: center;">288万円</td> <td style="text-align: center;">248万円</td> </tr> <tr> <th>上記以外の者 (130万円未満)</th> <td style="text-align: center;">248万円</td> <td style="text-align: center;">208万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 収入状況、事業収入の場合、健康保険の加入状況、同居・別居の場合の扱いは⑪イ～オ、キ、ケ、コと同様</p>			その者の配偶者		障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)	左記以外の者 (130万円未満)	その者	障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)	288万円	248万円	上記以外の者 (130万円未満)	248万円	208万円
				その者の配偶者										
		障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)	左記以外の者 (130万円未満)											
その者	障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の者 (180万円未満)	288万円	248万円											
	上記以外の者 (130万円未満)	248万円	208万円											

《配偶者の父母の認定申告》

申告事由	チェックポイント
⑮ ⑪～⑭及び組合員と同居したとき	<p>ア 扶養義務者はあくまでも配偶者。配偶者に収入がない場合等に認定できる。</p> <p>イ 組合員と同一世帯の場合に限り認定できる。ただし、次の場合による別居は同居扱いとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合等 ・病院又は診療所に入院又は入所している場合 ・身体障害者授産施設、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、老人保健施設等に入所している場合 <p>ウ その他は⑪～⑭の扱いと同様</p>

取消事務

《配偶者の取消申告》

申告事由	チェックポイント
① 離婚したとき	取消日は離婚した日
② 死亡したとき	取消日は死亡した日の翌日
③ 雇用保険を受給することになったとき	ア 日額3,612円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は5,000円。）以上の雇用保険を受給することになった場合に取消 イ 取消日は、支給開始日（最初に受けとった日ではない。雇用保険受給資格者証で確認）
④ 就職したとき	取消日は就職した日
⑤ パート・アルバイト収入が増えたとき	ア 月額108,334円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は150,000円）以上となった場合に取消 イ 収入には、通勤手当等を含め、賞与も月額に按分 ウ 今後も月額基準額以上であることが明らかな場合は、そのときから取消 エ 毎月の収入が不規則な場合で月額基準額以上となったときは、直ちに認定を取り消さず、その月を起算月として以後3ヶ月の平均が月額基準額以上であれば、その3ヶ月の翌月1日に取消。認定事務④エの取扱いを参照
⑥ 事業収入が増えたとき	ア 年間収入が130万円（障害年金の受給要件に該当する場合又は60歳以上の場合は180万円）以上となった場合に取消 イ 収入限度額以上となることが明らかな場合は、そのときから取消 ウ 収入基準額以上となるかどうか分からない場合は、その年分の確定申告により判断し、収入基準額以上であれば、その確定申告を行った日に取消。認定事務⑤ウの取扱いを参照

《子の取消申告》

申告事由	チェックポイント
⑦ 結婚したとき	ア 婚姻した日の確認（取消日は婚姻した日） イ 結婚した未成年（20歳未満で離婚した場合を含む。）は、民法上、成年者と同じ扱いを受け、結婚したときは、夫婦相互扶助の観点から扶養義務者はその配偶者となるため、結婚した子は取り消すことになる。
⑧ 就職したとき	取消日は就職した日
⑨ 扶養替えしたとき	ア 夫婦共同扶養は、次の事項を確認 ・夫婦ともに公務員等の場合、扶養手当が支給されるほうで認定 ・原則、年間収入の多いほうで認定 ・夫婦双方の年間収入が同程度（年間収入の高いほうの1割以内）の場合は、届出のあったほうで認定 ・夫婦のいずれかが育児休業により収入が低下している場合は、育児休業前の年間収入で比較 イ 扶養替えの日を確認。扶養替えに当たっては、夫婦双方の保険者の取扱いに差異がある場合があるので、先に配偶者の保険者で認定を受けてからで当方の取消手続きをする（被扶養者の認定期間に空白の期間が生じてしまう恐れがあるため）。

《配偶者の子の取消申告》

申告事由	チェックポイント
⑩ 配偶者の収入が増えたとき	扶養義務者はあくまでも配偶者。配偶者の収入が収入基準額以上となり、被扶養者資格が取消となったときは、配偶者の子も取消となる。
⑪ 組合員と同一世帯でなくなったとき	ア 組合員と同一世帯でなくなった場合は取消。ただし、次の場合による別居は同居扱いとなる。 ・勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合等 ・病院又は診療所に入院又は入所している場合 ・身体障害者授産施設、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、老人保健施設等に入所している場合 イ 大学等に進学するための別居は、生計維持関係がある場合は同一世帯扱いと判断します。

《父母（一人親の場合）の取消申告》

申告事由	チェックポイント
⑫ 死亡したとき、就職したとき、収入が増えたときなど	②から⑥の取扱いと同様
⑬ 年金を受給することになったとき、年金が改定されたとき	ア 障害年金又は60歳以上で公的年金を含めた収入が180万円以上となった場合に取消 イ 取消日は通知書等の交付日（場合によっては、受給開始月の初日）
⑭ 同居の場合の生計維持の算式、別居の場合の経済的援助上限額の算式に該当しなくなったとき	ア 父母の収入が増加したときに該当する可能性あり イ 組員世帯の人数が増えたとき（配偶者の退職や子の出生により被扶養者が増えたとき）に該当する可能性あり ウ 認定事務⑪キ、コの算式参照

《父母（両親の場合）の取消申告》

申告事由	チェックポイント
⑮ 死亡したとき、就職したとき、収入が増えたときなど	ア 父母いずれかが死亡したときは、その配偶者に遺族年金受給の可能性があるので注意が必要。年金支給機関で試算等をしてもらい、収入基準額以上となる場合はその配偶者も取消 イ どちらかが就職した又は収入基準額以上の収入となったときは⑫⑬の取扱いと同様であるが、夫婦一体として取扱うため、双方（父母）ともに取消 ウ 収入が増えたときにおいて、父母ともに収入基準額未満であっても、認定事務⑭オの表の額以上の収入がある場合は、双方父母ともに取消
⑯ 同居の場合の生計維持の算式、別居の場合の経済的援助上限額の算式に該当しなくなったとき	⑭の取扱いと同様

《配偶者の父母の取消申告》

申告事由	チェックポイント
⑰ 死亡したとき、就職したとき、収入が増えたときなど	⑫、⑮の取扱いと同様
⑱ 配偶者の収入が増えたとき	配偶者の収入が収入基準額以上となり、被扶養者資格が取消となったときは、配偶者の父母も取消となる。
⑲ 組員と同一世帯でなくなったとき	組員と同一世帯でなくなった場合は取消。ただし、⑪アの場合による別居は同居扱いとなる。